

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）
（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る
構想段階評価書

要 約 書

平成 27 年 1 月



豊 橋 市

はじめに

国では、ダイオキシン類削減対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、及び公共事業コストの縮減等を踏まえて、ごみの広域的な処理を推進しています。

また、愛知県ごみ焼却処理広域化計画に明記されている 13 ブロックの豊橋市、田原市 2 市における新たな焼却処理施設整備にあたっては、豊橋田原ブロックとして広域的な施設整備を行うこととされています。

このような状況から、ごみ処理の広域化を具体的に推進するために、基本的な方向性を示すことを目的として、両市で平成 26 年 3 月に「豊橋田原ごみ処理広域化計画」を策定し事業推進を行っています。

本要約書は、「都市計画運用指針」（平成 26 年 8 月 1 日改正）に基づき、都市計画の構想段階手続きとして、都市計画配慮書対象事業の概略案に対し、評価項目の設定を行い、その評価結果をとりまとめた構想段階評価書の概要を示したものです。

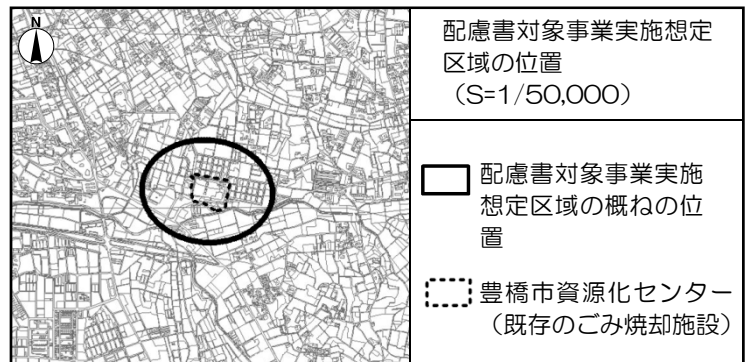
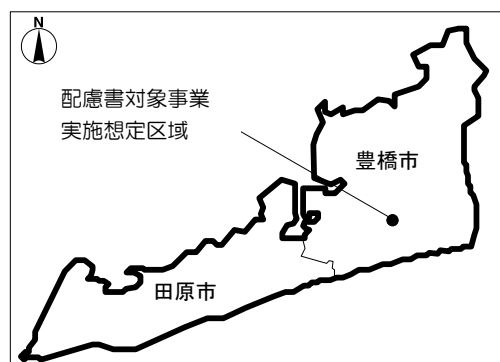
対象事業の目的

豊橋田原ブロックのごみ処理施設の現状及び広域化計画に基づき、ごみを適正に処理するごみ処理施設の整備を目的とします。

対象事業の概要

★対象事業の内容

対象事業の種類	ごみ処理施設（ごみ焼却施設）の設置の事業	
位置及び面積	豊橋市豊栄町地内及び東七根町地内 約 3ha	
ごみ焼却施設	処理能力	520t/日
	処理方式	全連続式燃焼方式
	処理対象ごみ	可燃ごみ、破碎可燃残渣等
	公害防止設備	最新・最善の公害防止設備を備えた施設を整備する
	煙突	59m（既存施設と同程度）
	運転計画	24 時間連続運転
粗大ごみ処理施設	処理能力	68t/日
	処理方式	破碎・選別
稼働目標年度	平成 34 年度	



★工事計画の概要

建設工事は、3年半を予定しています。施設供用後、既存の資源化センターを解体する予定です。

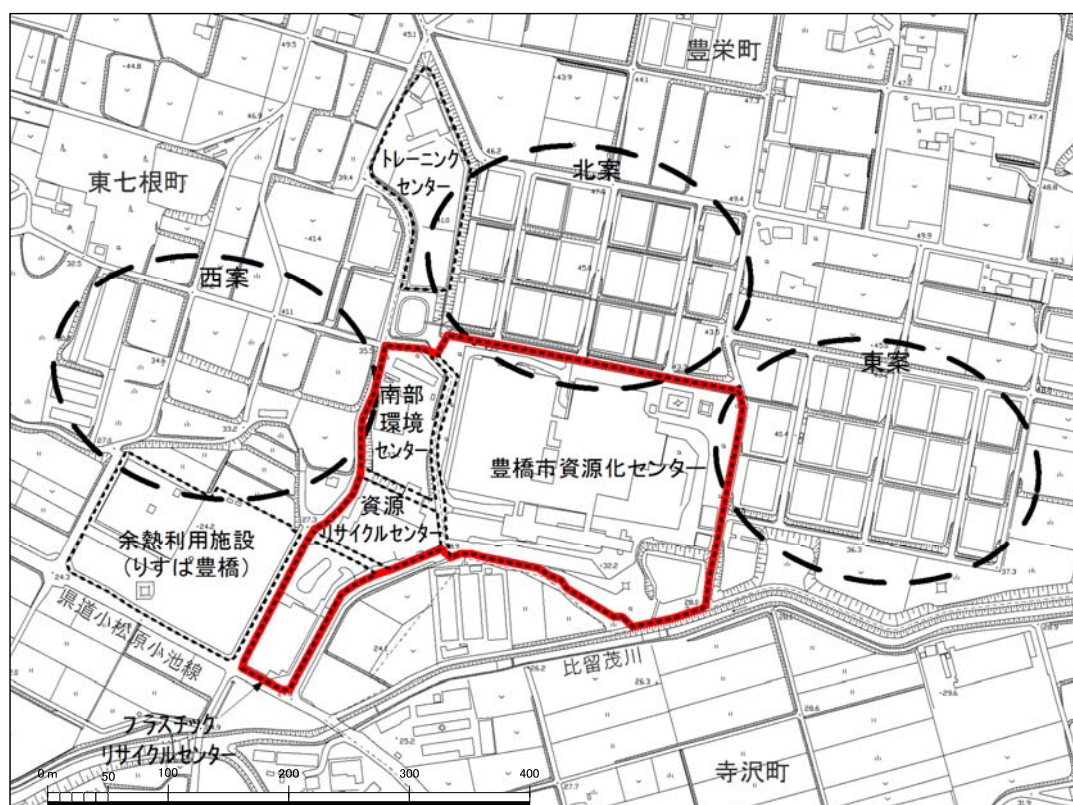
工事 \ 年度	1年目 (H30)	2年目 (H31)	3年目 (H32)	4年目 (H33)	5年目 (H34)	6年目 (H35)	7年目 (H36)
建設工事	→						
施設の供用					→		
資源化センター解体					→		

★複数案の概要

豊橋市資源化センターの東西及び北側の土地を事業実施想定区域の位置の複数案として設定しました。その概要は、下表のとおりであり、複数案の位置は、下図に示すとおりです。

【複数案の概要】

項目	西案	北案	東案
所在地	豊橋市東七根町	豊橋市豊栄町	豊橋市豊栄町
現況土地利用	農地（田畑）	農地（温室）	農地（温室）



【複数案の位置】

豊橋市都市計画マスタープランにおける当該施設の位置付け

豊橋市都市計画マスタープラン（平成23年度策定 目標年次平成32年度）においては、ごみ処理施設に関して、「ごみ処理施設などの整備については、周辺環境の保全を図るため、都市計画などと調和した適正な配置を促します。」と方針が掲げられており、当該施設は、豊橋市都市計画マスタープランの位置付けに基づいた施設です。

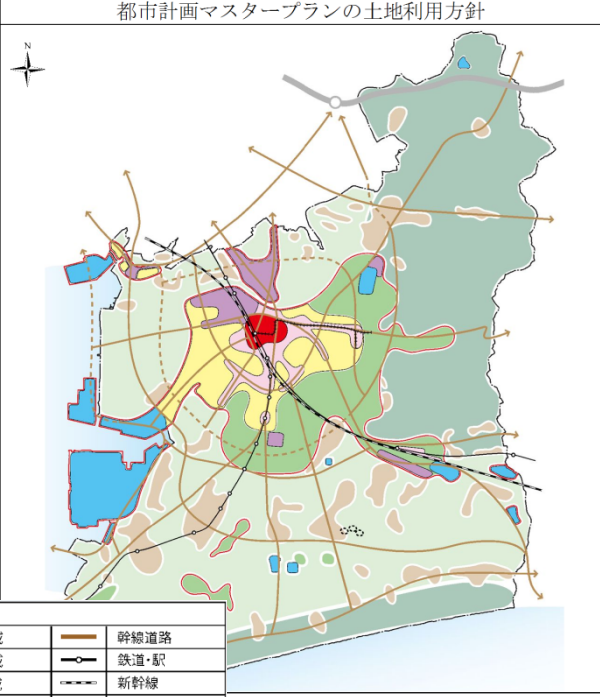
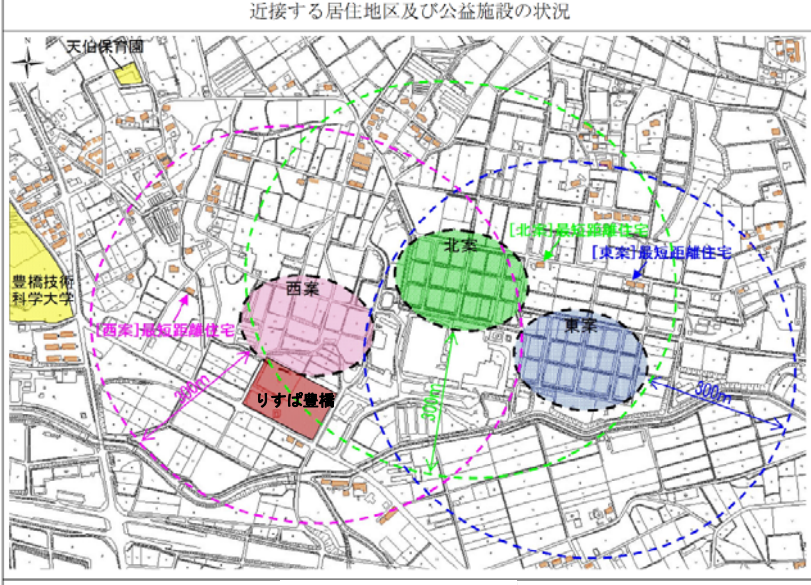
評価分野、評価項目の選定

評価分野	評価項目	評価の方法
都市計画の 一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和	事業実施想定区域及びその周辺は、市街化調整区域の農業地域であることから、土地利用構想と土地利用現況図との重ね合せにより、土地利用における周辺環境との関係性について複数案の比較を行います。
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	事業実施想定区域での土地利用が、周辺での居住環境や都市活動に影響を与えないか、現況及び将来の土地利用方針との整合性、近接する居住地区・公益施設や周辺交通への影響について評価します。
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	事業実施想定区域及び周辺の用途地域、都市計画道路等の都市施設の計画について、当該施設立地における整合性が図れており、当該施設の効果を十分に発揮することができるか評価します。
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持（大気質）	「計画段階環境配慮書」の評価項目及び評価方法によります。
	人と自然との豊かな触れあいの確保（景観）	
円滑な都市活動の確保	周辺の土地利用や周辺交通への影響	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」によります。
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保	事業実施想定区域内の3つの位置の案について、敷地内緑地の配置の違いを比較評価します。
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模	事業実施想定区域内の3つの位置の案について、必要な処理能力を有する適切な規模であるかどうかを評価します。
	事業コストの適正	事業実施想定区域内の3つの位置の案について、事業コストの違いを比較評価します。
	事業期間長期化リスク	事業実施想定区域内の3つの位置の案について、既存施設の撤去による事業期間長期化リスクを比較評価します。
	都市計画の観点からの位置の適正	評価分野「都市計画の一体性・総合性の確保」の評価結果によります。

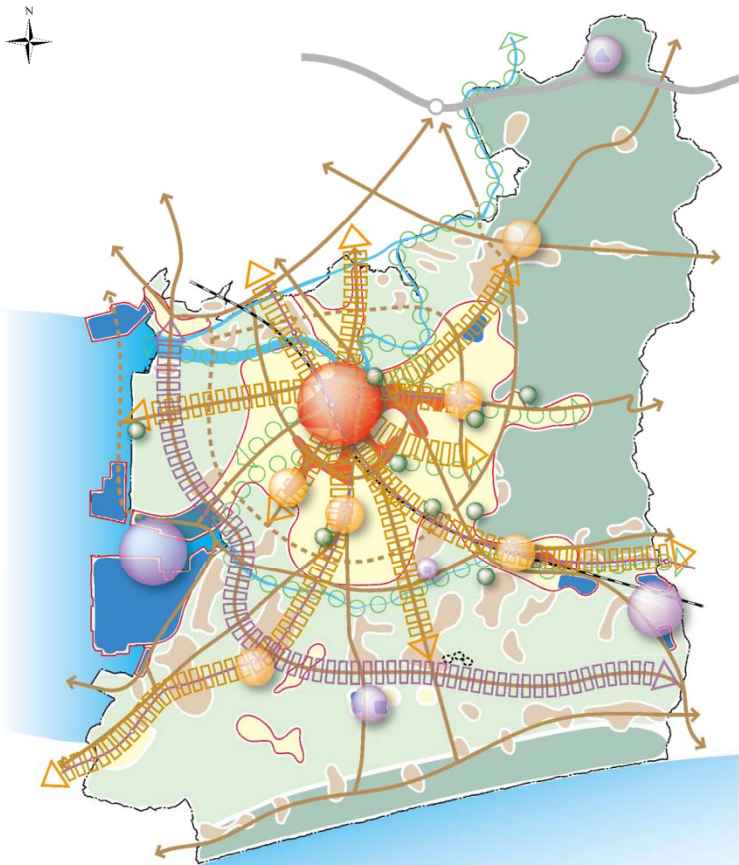
評価の結果

★都市計画の一体性・総合性の確保

評価項目	評価結果																		
<p>農林漁業との健全な調和</p>	<p>現況土地利用は、北案と東案は主に農地（畑）であり、西案は主に農地（田・畑）、その他自然地及び工業用地です。都市計画マスタープランの土地利用方針では、北案と東案は農業地域とされ、西案は農業地域及び集落地域とされており、事業実施想定区域の周辺は、農業地域が多くを占めています。なお、現状において、北案及び東案にある温室に余熱供給を行っており、計画施設稼働後も、周辺における余熱利用について配慮していきます。また、現状と同様に、鳥インフルエンザ等の患畜の処理も行える施設を整備する計画です。</p> <p>したがって、事業実施想定区域は、現況土地利用において農地ですが、いずれの案でも農業との健全な調和が図れると評価できます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>土地利用現況図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 田 ■ 畑 ■ 山林 ■ 水面 ■ その他の自然地 ■ 住宅用地 ■ 商業用地 ■ 工業用地 ■ 公益施設用地 ■ 道路用地 ■ 交通施設用地 ■ 公共空地 ■ その他の公的施設用地 ■ その他の空地 ■ 低未利用地 </div> <div style="width: 45%;"> <p>土地利用方針図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 集落地域 ■ 農業地域 ■ 幹線道路 <p style="text-align: right;">0 500 1000m</p> </div> </div>																		
<p>健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</p> <p>現況土地利用との整合の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価</p>	<p>事業実施想定区域及びその周辺は主に、現況土地利用において農地であり、都市計画上の市街化調整区域です。また、地区計画が定められている、「むつみね台団地」までは約 1km 離れた位置にあり、いずれの案でも周辺での居住環境や都市活動に影響は与えないと評価できます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>都市計画図</p> <p>【凡例】</p> <p>事業実施想定区域</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td> 市街化区域</td> <td> 準住居地域</td> <td> 都市計画公園</td> </tr> <tr> <td> 第一種低層住居専用地域</td> <td> 近隣商業地域</td> <td> 都市計画緑地</td> </tr> <tr> <td> 第一種中高層住居専用地域</td> <td> 準工業地域</td> <td> 地区計画</td> </tr> <tr> <td> 第二種中高層住居専用地域</td> <td> 工業地域</td> <td> 特別用途地区</td> </tr> <tr> <td> 第一種住居地域</td> <td> 第二種風景区</td> <td> 特定用途地区</td> </tr> <tr> <td> 第二種住居地域</td> <td> 都市計画道路</td> <td> 大規模集積施設計画地区</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">0 500 1000m</p> </div> </div>	 市街化区域	 準住居地域	 都市計画公園	 第一種低層住居専用地域	 近隣商業地域	 都市計画緑地	 第一種中高層住居専用地域	 準工業地域	 地区計画	 第二種中高層住居専用地域	 工業地域	 特別用途地区	 第一種住居地域	 第二種風景区	 特定用途地区	 第二種住居地域	 都市計画道路	 大規模集積施設計画地区
 市街化区域	 準住居地域	 都市計画公園																	
 第一種低層住居専用地域	 近隣商業地域	 都市計画緑地																	
 第一種中高層住居専用地域	 準工業地域	 地区計画																	
 第二種中高層住居専用地域	 工業地域	 特別用途地区																	
 第一種住居地域	 第二種風景区	 特定用途地区																	
 第二種住居地域	 都市計画道路	 大規模集積施設計画地区																	

評価項目	評価結果																												
<p>将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価</p>	<p>都市計画マスタープランの土地利用方針では、北案と東案は農業地域とされ、西案は農業地域及び集落地域とされており、事業実施想定区域の周辺は、農業地域が多くを占めています。</p> <p>したがって、良好な住環境を形成すべき集落地域を含む西案は、影響を与える可能性があると評価でき、集落地域から離れた北案及び東案は周辺の居住環境や都市活動への影響は少ないと評価できます。</p>  <table border="1" data-bbox="486 884 997 1041"> <thead> <tr> <th colspan="4">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	凡 例																											
凡 例																													
<p>健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保</p> <p>近接する居住地区・公益施設への影響</p>	<p>公益施設（りすば豊橋）までの最短距離は東案（約370m）＞北案（約240m）＞西案（0m）です。</p> <p>北案、西案、東案の順で居住地区、公益施設（学校等）への影響が低くなっていくと考えられます。ただし、公益施設（りすば豊橋）には、計画施設稼働後も余熱の供給を検討しているため、可能な範囲で公益施設（りすば豊橋）と近いほうが望ましいことを考慮すると、北案と東案は同程度と評価できます。</p>  <table border="1" data-bbox="805 1870 1029 2027"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>住宅</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公益施設 (学校等)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公益施設 (りすば豊橋)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業実施想定区域</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例			住宅		公益施設 (学校等)		公益施設 (りすば豊橋)		事業実施想定区域																		
凡 例																													
	住宅																												
	公益施設 (学校等)																												
	公益施設 (りすば豊橋)																												
	事業実施想定区域																												

評価項目		評価結果
健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	周辺交通への影響	<p>ごみ処理施設に集中する廃棄物運搬車両は、いずれの案でも現状と同じルートを通ることから、周辺交通の影響の違いはないといえます。</p> <p>また、将来的には廃棄物運搬車両が減少することから、現況交通量よりも台数は少なくなります。</p>
	土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮	<p>事業実施想定区域は、市街化調整区域にあり、都市計画ごみ処理場・汚物処理場として都市計画決定された土地に隣接しています。</p> <p>また、事業実施想定区域周辺には、幹線道路が整備されており、豊橋市の全域及び田原市の全域からの交通の利便性が高い場所です。</p> <p>当該施設が立地した際には、土地利用規制や都市施設の計画とも整合が図れ、3案共に当該施設の効果をも十分に発揮することができると評価できます。</p>

評価項目	評価結果																																															
<p>土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮</p>	<p>都市計画マスタープランの目標年次における都市の姿</p> 																																															
	<p>凡 例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">拠 点</th> <th colspan="2">軸</th> <th colspan="2">地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>都市拠点</td> <td></td> <td>公共交通幹線軸</td> <td></td> <td>住居系地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域拠点</td> <td></td> <td>水と緑の環境軸</td> <td></td> <td>商業系地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水と緑の拠点</td> <td></td> <td>産業促進幹線軸</td> <td></td> <td>工業系地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業拠点</td> <td colspan="2">その他</td> <td></td> <td>集落地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>鉄道・駅</td> <td></td> <td>農業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業実施想定区域</td> <td></td> <td>新幹線</td> <td></td> <td>自然地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>幹線道路</td> <td></td> <td>市街化区域</td> </tr> </tbody> </table>	拠 点		軸		地 域			都市拠点		公共交通幹線軸		住居系地域		地域拠点		水と緑の環境軸		商業系地域		水と緑の拠点		産業促進幹線軸		工業系地域		産業拠点	その他			集落地域				鉄道・駅		農業地域		事業実施想定区域		新幹線		自然地域				幹線道路	
拠 点		軸		地 域																																												
	都市拠点		公共交通幹線軸		住居系地域																																											
	地域拠点		水と緑の環境軸		商業系地域																																											
	水と緑の拠点		産業促進幹線軸		工業系地域																																											
	産業拠点	その他			集落地域																																											
			鉄道・駅		農業地域																																											
	事業実施想定区域		新幹線		自然地域																																											
			幹線道路		市街化区域																																											

★自然的環境の整備又は保全

評価項目		評価結果		
		西案	北案	東案
大気質	二酸化硫黄	既存施設の煙源条件と同等もしくはそれ以下の条件となるよう計画することから、いずれの案でも重大な影響は生じません。		
	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質	二酸化硫黄と同様に新施設煙突からの寄与濃度は、いずれの案でも重大な影響は生じません。		
景観	主要な眺望点及び景観資源の改変		主要な眺望点及び景観資源は、事業実施想定区域内にないことから、直接改変ありません。	
	眺望景観等の変化	主要な眺望点から景観資源への新施設（煙突）による遮蔽	新施設（煙突）の存在による主要な眺望点からの景観資源の遮蔽は想定されません。	
		主要な眺望点から新施設（煙突）を望む仰角	最大 4.3°	最大 4.7°

★円滑な都市活動の確保

「★都市計画の一体性・総合性の確保」を参照。

★良好な都市環境の保持（敷地内緑地の確保）

現段階における当該事業実施想定区域内の配置イメージにおいては、敷地内緑地の配置検討は行われていないため、今後、可能な限り緑地を配置できるように検討します。

このため、各計画案ともに、各施設配置の違いによる緑地の配置への影響は少なく、違いはないといえます。

★適切な規模及び必要な位置への配置

評価項目	評価結果
需要に応じた適切な規模	施設規模 520t/日は、どの位置でも同じであり、「広域化計画」より、ごみ減量化等の施策を踏まえて推計された一般廃棄物排出量及び再生利用量等を基にして設定された処理能力です。 このため、いずれの案も、規模は適切であると評価できます。 なお、施設建設に必要とする面積は、約 3ha です。
事業コストの適正	いずれの案も、主には同じ「ごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設」を整備する計画であり、施設建設費用は基本的には変わりません。 しかし、西案は起伏が大きいいため、大規模な造成工事が必要なものに対して、北案及び東案は、温室として土地が整備されており大規模な造成工事は必要としませんが、温室の撤去費用や補償費用などが必要なことから、事業コストはいずれの案も同程度であると言えます。
事業期間長期化リスク	事業実施想定区域の現況は農地であり、既存施設の撤去が特段困難なものでないことから、事業期間長期化リスクはありません。 用地買収については、今後行っていくものであることから、同程度のリスクがいずれの案にも存在します。
都市計画の観点からの位置の適正	「都市計画の一体性・総合性の確保」参照。

総合評価

評価分野	評価項目		評価結果			
			西案	北案	東案	
都市計画の 一体性・総合性の確保	農林漁業との健全な調和		○ 農業との健全な調和が図れます。			
	健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保	現況土地利用との整合の視点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○ 周辺での居住環境と都市活動には影響を与えません。			
		将来土地利用方針との整合性の観点からの周辺居住環境や都市活動に対する影響の評価	○	◎ 西案より居住環境や都市生活に影響を与えません。		
		近接する居住地区・公益施設への影響	○ 影響は同程度と考えられます。			
		周辺交通への影響	○ 搬出入道路は現状と同ルートであり、周辺交通への影響に違いはありません。			
土地利用規制と都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮		○ 十分に効果が発揮できます。				
自然的環境の整備又は保全	環境の自然的構成要素の良好な保持	大気質	二酸化硫黄	○ 既存施設の煙源条件と同等もしくはそれ以下の条件となるよう計画することから、いずれの案でも重大な影響は生じません。		
			窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質	○ 二酸化硫黄と同様に新施設煙突からの寄与濃度は、いずれの案でも重大な影響は生じません。		
	人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源の改変	○ 主要な眺望点及び景観資源は、事業実施想定区域内にないことから、直接改変はありません。		
			主要な眺望点から新施設（煙突）を望む仰角	○ 最大 4.3°	○ 最大 4.7°	○ 最大 2.9°
円滑な都市活動の確保		「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照				
良好な都市環境の保持	敷地内緑地の確保		○ 可能な限り緑地が配置できるように検討します。			
適切な規模及び必要な位置への配置	需要に応じた適切な規模		○ 規模は適正と考えられます。			
	事業コストの適正		○ 造成工事が割高となる	○ 施設撤去費、補償費等が必要となる		
	事業期間長期化リスク		○ リスクは同程度と考えられます。			
	都市計画の観点からの位置の適正		「都市計画の一体性・総合性の確保」を参照			
総合評価			○	○	○	

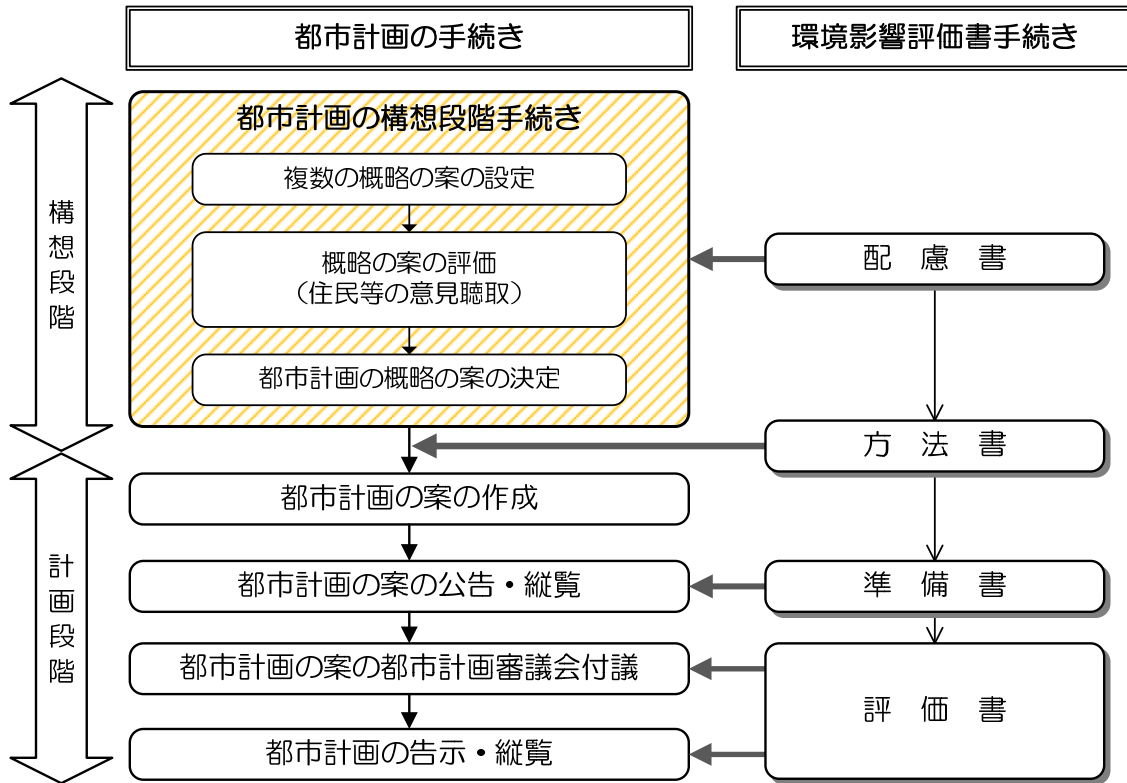
・各案の相対的な評価において、「優れている」を「◎」、「優れている案に比べて劣っている」を「○」とし、「同等」な場合は「○」としました。

【参 考】

◆ 都市計画の手続き

都市計画運用指針に基づく構想段階手続き、計画段階手続きの流れは、下図に示すとおりであり、今回の「構想段階評価書」の公表は、色網掛けで囲んだ段階のものであります。

今後は、以降に実施される計画段階の手続きを進めてまいります。



◆ 構想段階評価書の縦覧

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間	備考
豊橋市資源化センター（豊橋市豊栄町字西 530）、豊橋市環境部環境政策課（豊橋市今橋町 1・西館 5 階）、豊橋市じょうほうひろば（豊橋市今橋町 1・東館 1 階）、豊橋市民センター（カリオンビル）（豊橋市松葉町二丁目 63）、豊橋市石巻窓口センター（豊橋市石巻本町字市場 111）、豊橋市駅前窓口センター（豊橋市駅前大通二丁目 33-1）、豊橋市西部窓口センター（豊橋市牟呂町字内田 22-2）、豊橋市東部窓口センター（豊橋市中岩田一丁目 12-2）、豊橋市大清水窓口センター（豊橋市大清水町字彦坂 10-7）、豊橋市南部窓口センター（豊橋市富本町字国隠 67）、豊橋市高師台窓口センター（豊橋市曙町字南松原 114）、豊橋市二川窓口センター（豊橋市大岩町字東郷内 56-4）、豊橋市中央図書館（豊橋市羽根井町 48）、豊橋市民文化会館（豊橋市向山大池町 20-1）及び田原市市民環境部清掃管理課（田原市田原町南番場 30-1）	平成 27 年 1 月 29 日 （木） から 平成 27 年 3 月 3 日 （火）	午前 8：30 から 午後 5：15	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除きます。ただし、カリオンビル、豊橋市中央図書館、豊橋市民文化会館については次表のとおりです。

